
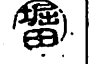

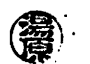









レジオネラ属菌検査役務

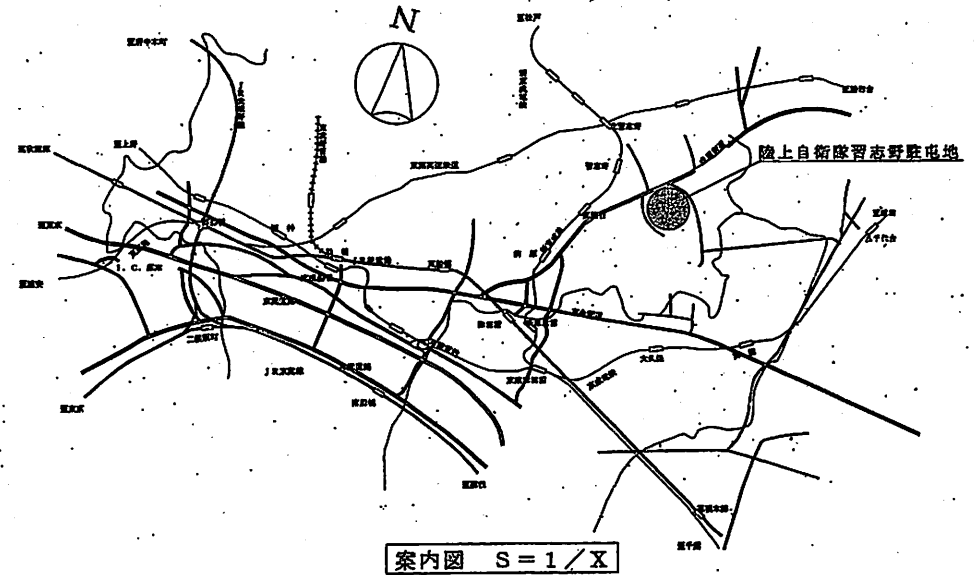
件名	レジオネラ属菌検査役務							縮尺	—		
種別	表紙							図面番号	1/3		
業務隊長	文書審査	総務科長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	施設管理	給排水係長	ボイラー係長	設計者	
											
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科							令和 6年 3月 28日				

仕 様 書

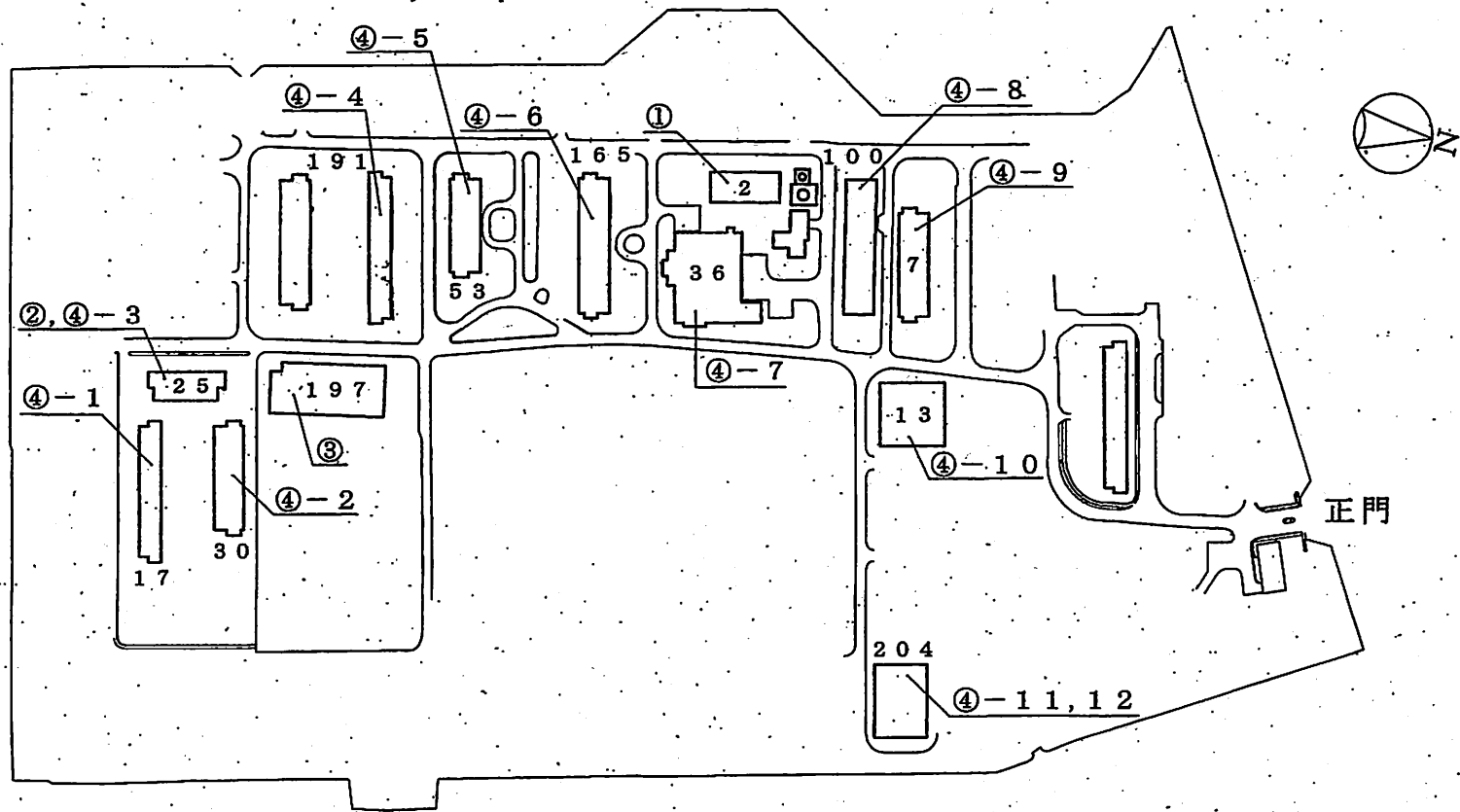
- 1 役務件名 レジオネラ属菌検査役務
- 2 役務場所 千葉県船橋市薬円台3-20-1
陸上自衛隊習志野駐屯地
- 3 役務概要 駐屯地内設備のレジオネラ属菌検査・21検体
- 4 一般事項
 - (1) 本仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する「レジオネラ属菌検査役務」について必要な事項を規定する。
 - (2) 本役務は設計図書に記載してある事項のほか、「建築保全業務共通仕様書」及び、「新版レジオネラ症防止指針」に基づき実施するものとする。
 - (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し、その指示に従うものとする。
 - (4) 受注者は役務を行う場合の駐屯地への立入り及び駐屯地での行動は、監督官の指示を遵守して行うものとする。
 - (5) 許可を受けてない場所への立入りは厳禁とする。
ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをとるものとする。
 - (6) 業務時間は、原則として平日の0815から1700までとする。
なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に承諾を受けるものとする。
 - (7) 業務作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行うものとする。
 - (8) 役務期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意し作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において保証するものとする。
 - (9) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出、複写及び回覧させてはならないものとし、関連した情報が漏洩した際には、受注者が全て責任をとるものとする。
 - (10) 役務写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に提出するものとする。

- 5 特記事項
 - (1) 検体採水細部日時は、監督官の指示に従うものとする。
 - (2) 検体採水後は、「分析試験検査報告書」を速やかに監督官へ提出するものとする。
 - (3) レジオネラ属菌については、属する菌種全てを対象に検査するものとする。
 - (4) 採水容器については、受注者において準備するものとする。
 - (5) 検体採水については、監督官の指示のもと、受注者において実施するものとする。
 - (6) 受注者は下記に示す書類を作成し、監督官へ提出するものとする。

- ア 役務開始届
- イ 現場代理人等指名通知書
- ウ 工程表
- エ 役務完了届
- オ 役務写真
- カ レジオネラ属菌検査分析試験検査報告書
- キ その他監督官が指示する書類



件名	レジオネラ属菌検査役務	縮尺	図示
種別	仕様書 案内図	図面番号	2/3
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科		令和	6年3月28日



検査対象建物配置図 S=1/X

検査対象建物一覧表

番号	種別	場所	数量	実施回数	実施時期
①	循環濾過装置	2号建物	3箇所	2回/年	1回目：令和6年6月
②		25号建物	1箇所		2回目：令和7年1月
③		1.97号建物	1箇所	1回/年	令和6年6月
④	冷却塔	各建物	12箇所		
合計検体数				： 21検体	

件名	レジオネラ属菌検査役務	箱尺	図示
種別	検査対象建物配置図 検査対象建物一覧表	図面番号	3/3
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科		令和6年3月28日	